

引取業者登録申請の手引き

1 都道府県知事等への登録

- (1) 自動車所有者から使用済自動車を引き取る事業者は、引取業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の長への登録が必要です。引取業を行う事業所の所在地が八戸市内の場合、八戸市長への登録が必要です。
- (2) 引取業者の登録では、部品取りを行うことはできません。部品取りを行うためには、別途解体業の許可を受けることが必要です。

2 登録申請の手続き

(1) 申請の流れ

- ①事前確認（予約制。お電話で予約してください。）
↓ 申請書に不備がない場合
- ②登録申請手数料の納付書（3連切符）を発行
↓
- ③登録申請手数料を納入
↓
- ④申請書に「(※) 納入通知書兼領収書」の写しを添付して申請

※登録申請手数料を八戸市指定金融機関等に納入した際に発行される領収書です。

(2) 申請書様式

規則様式第一

(3) 申請に必要な書類の内容

<申請書記載事項>

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名
- 4 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名）
- 5 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

<添付書類>

- 1 申請者が法第 45 条第 1 項各号に該当しない者であることを誓約する書面（引様式第 1）
- 2 申請者が個人である場合においては、住民票の写しは本籍地（外国人である場合は、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）が記載されたもので個人番号の記載のないもの。以下同じ。
- 3 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書（登録の更新の場合は履歴事項全部証明書に限る。）
- 4 申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し（本籍地が記載されたもので個人番号の記載のないもの。法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書。）
- 5 申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（※）

※ 次のいずれかを添付すること。

- ・ 確認方法を記載した書類
- ・ 特定エアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が確認できることを示す書類（自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等）

<登録申請手数料の納付を証明する書類>

- 1 「納入通知書兼領収書」の写し

(4) 申請書の提出先

八戸市 市民環境部 環境保全課 廃棄物対策グループ
〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目 1 番 1 号 市庁別館 6 階
TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722

※受付は予約制とし、あらかじめ電話予約での対応とします。

※更新申請の場合は、登録期間満了年月日の2 か月前から申請することができます。

(5) 登録申請手数料

申請前に市が発行する納入通知書により、所定額を八戸市指定金融機関等へ納入してください。納入後、いかなる場合でも還付しませんので御注意ください。

区 分	手数料の額
引取業の新規登録	4,000 円
引取業の登録の更新	4,000 円

3 申請書等の記入例

(1) 引取業者登録申請書の記入例

様式第一 (第四十六条関係)

引取業者 登録の更新 申請書

新規は未記入。更新の場合に記入すること。

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

該当しない方を消す。

八戸市長 殿

(郵便番号) 000-0000
 住 所 青森県八戸市〇〇町〇番〇号
 氏 名 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 生年月日 ××〇年〇月〇日
 電話番号 000-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 43 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録(登録の更新)を申請します。

役員の名 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	役職名
ふりがな 〇〇 〇〇	××〇年〇月〇日	代表取締役
ふりがな △△ △△	××△年△月△日	取締役
ふりがな □□ □□	××□年□月□日	取締役

法定代理人の氏名及び住所 (未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	生年月日
住 所	(郵便番号)
電話番号	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称			
(ふりがな) 代表者 の氏名		生年月日	
住 所	(郵便番号)		
	電話番号		

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	役職名

事業所の名称及び所在地

事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記入すること。

名 称	〇〇株式会社〇〇営業所
所在地	(郵便番号) 000-0000 青森県八戸市〇〇町〇番〇号 電話番号 000-000-0000
名 称	〇〇株式会社△△営業所
所在地	(郵便番号) 000-0000 青森県八戸市△△町〇番〇号 電話番号 000-000-0000
名 称	〇〇株式会社□□営業所
所在地	(郵便番号) 000-0000 青森県八戸市□□町〇番〇号 電話番号 000-000-0000

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

特定エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制について記入すること。

① 確認方法を記載した書類を有している場合

→「特定エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。」と記入する。

② 特定エアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者（自動車整備士や中古自動車査定士）が確認できる体制がある場合

→「特定エアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が特定エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。」と記入する。

※事業所が複数ある場合には、まとめて記入することも可能。

(2) 誓約書の記入例

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 45 条第 1 項

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（注 1）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 3 第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 5 第 51 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの

注 1) 主務省令で定める者は、精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

申請者及びその役員は、上記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住所

申請書に記入されているものと

同一であること。



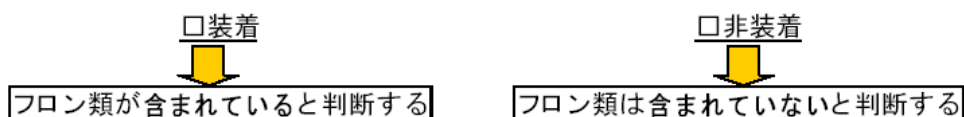
氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(3) 特定エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類の例

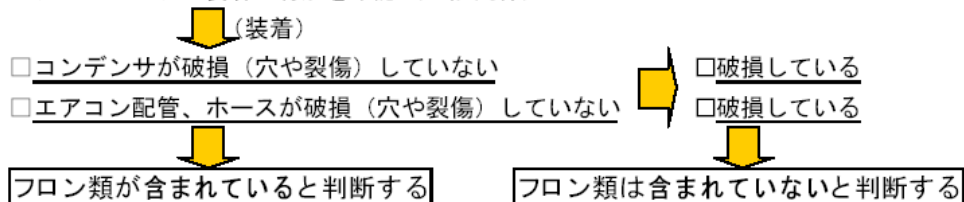
■ **エアコンシステム装着の有無を確認**

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。



■ **車両の前方部が事故等で破損している場合の確認**

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）



■ **必要に応じて、以下により確認**

□使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。
 □実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

